渋谷区職員措置請求及び監査結果

（しぶや区ニュースの発行経費に係る支出に関する件）

平成２４年３月１６日

渋谷区監査委員

第１　請求の受付

１　請求人

渋谷区千駄ヶ谷　　久保田　正尚ほか１人

２　請求書の提出

平成２４年1月１８日

３　請求の内容

（注１）住民監査請求書は、請求人の電話番号及びＦＡＸ番号、原告名を除き、原文のまま記載した。
（注２）事実証明書は、省略した。

渋谷区職員措置請求書（住民監査請求書）

平成２４年1月１８日

渋谷区監査委員 殿

〒１５１－００51　東京都渋谷区千駄ヶ谷
職業　　久保田　正尚　㊞
請求人代表（送達場所）

電　話
ＦＡＸ

請求人　ほか１人

請　求　の　趣　旨

＜主位的請求＞

　渋谷区監査委員は、渋谷区長・桑原敏武に対して、個人の資格において、金３６３万７０５０円を渋谷区に返還させるための、必要な措置を講ぜよ。

＜予備的請求＞

　渋谷区監査委員は、渋谷区長・桑原敏武に対して、個人の資格において、金１５万１５４３円を渋谷区に返還させるための、必要な措置を講ぜよ。

請　求　の　原　因

第１　当事者等

１．請求人らは、いずれも渋谷区民である。

２．桑原敏武は、現在の渋谷区長である。

第２　本件監査請求に至る経緯

１．平成２３年３月１日発行の「しぶや区ニュース」（以下「本件しぶや区ニュース」）に下記の通りの内容の記事が、「お元気ですか、区長です」という渋谷区長・桑原敏武が執筆するコラム（以下「本件コラム」という）に掲載された（甲１号証）。

記

　最初に２月１５日（火）、私を誹謗する新聞折込がありました。多分他の区長候補を有利に誘導するためのものでしょう。民主主義は相互に政策の是非を区民に問

うものです。目的のためには手段を選ばぬ行動であり残念に思います。もちろん私自身、これからも精進してまいります。（以下「本件記述」という）

２．本件記述は、渋谷区長・桑原敏武の自らの選挙に関する内容であり、私的な内容であって、渋谷区の税金で発行、配布されている「しぶや区ニュース」に掲載するべきものではない。公正中立に編集されなければならない行政の広報紙に、このような一個人の極めて個人的かつ感情的な感想が一面に堂々と掲載されていることは違法行為であり、勿論、住民監査請求の対象となる財務会計上の違法行為に該当する。

第３　本件コラムの違法性

本件コラムが、　　Ａ会社　　に対する名誉毀損に当たるとして、原告・　　Ａ会社　　、被告・渋谷区の間で争われた損害賠償請求事件（平成２３年（ワ）第１００７７号）は、平成２３年１２月９日に判決言渡があり、原告の請求が一部認容され、渋谷区に謝罪広告文の掲載が命じられた（甲２号証）。

本件コラムは他人の名誉を毀損した程度の違法性があるということが、裁判所で認定されたのであるから、本件コラムは税金で発行、配布され、公正中立に編集されなければならない行政の広報紙に掲載できる内容ではなく、本件コラムが掲載されている本件しぶや区ニュースにかかる発行、配布等の経費は、税金の違法支出となる。

第４　損害額の算定

１．本件しぶや区ニュースの印刷代

（１）本件しぶや区ニュースの印刷代は、５０４万２４００円÷２＝２５２万１２００円である（甲３号証）。

（２）本件しぶや区ニュースの点字印刷代は、２２万４７００円÷２＝１１万２３５０円である（甲４号証）。

以上、（１）（２）の合計金額は２６３万３５５０円である。

２．本件しぶや区ニュースの配布代

（１）本件しぶや区ニュース配布代の広尾ガーデンヒルズ分は、１万８４８０円÷

２＝９２４０円である（甲５号証）。
（２）本件しぶや区ニュース郵送代は、７１００円÷２＝３５５０円である（甲６号証）。
（３）本件しぶや区ニュース及び英字広報（広報スタンド分）の配布代は、１０万９１７５円÷２＝５万４５８７円である（甲７号証）。
（４）本件しぶや区ニュースのコンビニエンスストアー等の配布代は、３万１９４７円÷２＝１万５９７３円である（甲８号証）。
（５）本件しぶや区ニュース新聞折込代 の朝日新聞原宿専売所分は、５６万２１００円÷２＝２８万１０５０円である（甲９号証）。
（６）本件しぶや区ニュース新聞折込代 の読売センター代々木分は、５４万６７００円÷２＝２７万３３５０円である（甲１０号証）。
（７）本件しぶや区ニュース新聞折込代 の毎日新聞笹塚専売所分は、２０万７９００円÷２＝１０万３９５０円である（甲１１号証）。
（８）本件しぶや区ニュース新聞折込代 の産経新聞代々木公園サービスセンター分は、１１万５５００円÷２＝５万７７５０円である（甲１２号証）。
（９）本件しぶや区ニュース新聞折込代 の（株）日吉新聞店分は、６万９３００円÷２＝３万４６５０円である（甲１３号証）。
（１０）本件しぶや区ニュース新聞折込代 のニュースサービス日経恵比寿分は、３３万８８００円÷２＝１６万９４００円である（甲１４号証）。
以上、（１）～（１０）までの合計金額は、<u>１００万３５００円</u>である。

３．以上、本件しぶや区ニュースの印刷代と配布代を合計すると、
２６３万３５５０円＋１００万３５００円＝<u>３６３万７０５０円</u>となる。
この金額が、本件しぶや区ニュースにかかる発行・配布の経費であり、渋谷区長・桑原敏武が、不当且つ違法な本件コラムを書くことによって、渋谷区に与えた損害金額である。

４．本件しぶや区ニュースは、本件コラム以外の記事は、渋谷区の広報紙として正当なものである。不当且つ違法な本件コラムが、本件しぶや区ニュースの紙面において占める面積の割合は、本件しぶや区ニュースの１ページの内、約３分の１を占め、本件しぶや区ニュースは８ページあるから、本件しぶや区ニュースの全体の約

２４分の１である。
従って、３６３万７０５０円÷２４＝１５万１５４３円を損害金額の予備的請求金額とする。

結　　語

以上の次第であり、本件住民監査請求は、地方自治法第２４２条第１項に該当するので、渋谷区監査委員に同法第２４２条第４項に基づく、必要な措置を講ずべき事の勧告を請求する。

４　請求の要件審査

本件監査請求については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号、以下「法」という。）第２４２条所定の要件を具備しているものと認めた。

第２　監査の実施

１　監査対象事項

本件監査請求に係る監査対象事項は、監査請求書に記載されている事項を勘案し、次のとおりとする。

（１）　平成２３年３月１日発行のしぶや区ニュース（以下「本件区ニュース」という。）に掲載された「お元気ですか、区長です」という渋谷区長(以下「区長」という。）の執筆したコラム(以下「本件コラム」という。)は、しぶや区ニュースに掲載できる内容でなく、本件コラムが掲載されている本件区ニュースに係る印刷代、配布代の発行経費は、違法な支出であるか。

（２）（１）が違法な支出であり、渋谷区長・桑原敏武に対し、違法支出相当損害金を返還請求する必要があるか。
以上のことから請求人らは、渋谷区長・桑原敏武に対して上記支出相当損害金３，６３７，０５０円（消費税込３，８１２，４８４円、内容は後述)の返還請求権の行使を求めたものである。

２　監査対象部

企画部

３　請求人らの証拠の提出及び陳述

請求人らに対し、法第２４２条第６項の規定に基づき、平成２４年２月１日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。請求人らから、新たな証拠の提出はなく、陳述の必要はない旨の意思表示があり、陳述を実施しなかった。

４　監査対象部の見解

監査対象部である企画部の本件監査請求に関する見解の要旨は、次のとおりである。

（１）　しぶや区ニュースの編集方針及び掲載基準について

しぶや区ニュースの編集方針は、常に時々に応じた、区民ニーズに適う情報、区民生活に密着した行政サービスや関係情報を、広く区民に伝えることとしている。発行にあたっては、区長まで決裁をとっている。

また、掲載記事については、紙面（定時号８頁）が限られているため、所管課からの掲載依頼件数、量（スペース)、その時々の重要度を所管課と調整し掲載している。区以外の公共団体等からの掲載依頼は、紙面に余裕等がある場合に掲載している。

（２）　しぶや区ニュース発行状況等について

しぶや区ニュースの発行は、毎年度、月２回（１日、１５日）定時号（８頁２色刷）を年２３回、正月号（１月１日付け４頁カラー）１回及び年４回の特集号の発行を予定している。平成２２年度の発行部数は、各号 132,000 部を印刷している。

（３）　「お元気ですか、区長です」のコラムに係る事実経過について

「お元気ですか、区長です」は、区長はどんなことを考えどんなことをしているのか、という区民の要望に応えるために始めた。区長が公務で実際に地域に出向き印象に残ったり、感銘を受けたりした区民や団体の公益活動、地域での地道な取り組みの紹介などを、掲載している。執筆は、区長自身が執筆しているが、他の記事と同様、編集校正作業を経て、区長がしかるべき修正をすることがある。スペースは、あくまで全体構成を考えて、広報課で決めている。

（４）　しぶや区ニュース発行経費の内訳について（支出手続きを含む）

しぶや区ニュースについては、月２回タブロイド版、声のニュース及び点字版の３種類を発行している。声のニュース及び点字版の作成原版となり発行部数の多いタブロイド版を例に挙げ説明すると大別して作成、印刷と配布、折り込みとに分かれる。

「しぶや区ニュース印刷」契約では、発行費用（契約金額）は、紙面の作成に係る費用及び印刷に係る費用の積算から出される。

紙面の作成とは、各所管課等から広報課に提出された原稿（図及び写真を含む）を基に、広報課と契約業者とで粗粗の紙面構成を協議し、企画記事の取材（写真撮影を含む）、原稿調整、編集、レイアウト、デザイン、見出し・カット・グラフ・地図等の作成、写真加工、校正に係る作業を行い、それをもとに製版を行うことである。

製版は、電子製版により行っているため、校了までは記事の差替え、修正は可能となっている。広報課では、校了までの間、断続的に職員による編集校正作業を行っている。

電子製版は、記事の差替えで字数が増えたり減ったりしても、行間を１枚の紙面にあわせて修正してしまうなどの編集が行えるため、作業の速度も速く、作成に係る費用もいつも同じ一定の費用内でおさめることができている。

定時号（８頁２色刷）の印刷は、１号につき 132,000 部印刷し、年２３回発行している。（ただし、年間２回を限度とし、１０頁への変更に対応する仕様となっており、この場合でも金額の変更はない。）

紙質はリサイクル上質 70、64 kg/㎡（古紙配合率 70%以上）または同等品と指定している。作成の費用と印刷の費用と合計して、しぶや区ニュース発行の費用となる。定時号の１部の発行に係る費用は、作成、印刷の費用から、19.10 円を積算している。また、正月号（４頁カラー）は、定時号と同部数の 132,000 部を１月１日付けで発行し、紙質にリサイクルコート L、B/T69.9 kg/㎡または同等品と指定しており、作成、印刷の費用を 19.40 円と積算している。

次に、配布、折り込みでは、毎月１日と１５日に、渋谷区シルバー人材センター及び６大新聞専売所等と契約し、印刷業者から配送されたしぶや区ニュースの配布、折り込みをしている。新聞の折り込みは、頁数により１件の金額が定まっている。正月号は、４頁のため、１件につき 4.50 円、定時号は８頁のため、１件 7.70 円となっている。しぶや区ニュース定時号において、８頁の紙面の中で、記事や文字数の増減があっても折込委託の価格には影響を与えることはない。

なお、本件区ニュースの１回の発行経費は次表に記載のとおりである。

本件区ニュース（３月１日号）発行経費

単位：(円)

	件名	３月１日号　１回の経費		摘　　要
		金額	計算式	
①	しぶや区ニュース印刷	2,647,260	@19.1 × 132,000 部×1.05	相原印刷株式会社
②	しぶや区ニュースほか１点点字印刷	112,350	@2,247×50 部	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会 （本件区ニュース分の経費） （消費税適用外）
③	しぶや区ニュースほか配付等委託	70,746	（ @7.7 × 1,200 件 +@14.2 × 250 件 +@2,183.5 × 25 箇所）×1.05	渋谷区シルバー人材センター ガーデンヒルズ+郵送+駅スタンド （本件区ニュース分の経費）
④	しぶや区ニュース配付委託 （コンビニエンスストア等）	15,973	@1,383×11 箇所 ×1.05	渋谷区シルバー人材センター
⑤	新聞折込委託 朝日新聞原宿専売所	295,102	@7.7×36,500 部 ×1.05	（朝日 33,000 部 東京 3,500 部）
⑥	新聞折込委託 読売センター代々木	287,017	@7.7×35,500 部 ×1.05	
⑦	新聞折込委託 毎日新聞東京新聞笹塚専売所	109,147	@7.7×13,500 部 ×1.05	
⑧	新聞折込委託 産経新聞代々木公園サービスセンター	60,637	@7.7×7,500 部 ×1.05	
⑨	新聞折込委託 株式会社日吉新聞店	36,382	@7.7×4,500 部 ×1.05	(東京 4,500 部)
⑩	新聞折込委託 ニュースサービス日経恵比寿	177,870	@7.7×22,000 部 ×1.05	
合計（消費税込）		3,812,484		

（５）　本件監査請求で請求人らが主張していることについて、事実と相違する点等に関する監査対象部の主張

ア　本件区ニュースに掲載された本件コラムについての事実経過及び監査対象部の見解

（３）でも述べたように、「お元気ですか、区長です」のコラムは、公選職である区長が、区内で起きた出来事などについて直接的に区民に発信するもので、区長の活動や考え方を知る機会として、区民から喜ばれている。

本件区ニュースに掲載した「お元気ですか、区長です」の本件コラムでは、前段は、区長としての民主主義のあるべき姿を意見表明したもので、特定の他人に対するものとしては意図してはいない。その前段部分の後には、直近に行われた区内小学校の教育発表会、中学校の授業参観、高齢者ケアセンターでの「ふれあい食事会」を取り上げ、それぞれに対して、率直に区長として意見を表明している。

イ　「公正中立に編集されなければならない行政の広報紙に、このような一個人の極めて個人的かつ感情的な感想が一面に堂々と掲載されていることは違法行為であり、勿論、住民監査請求の対象となる財務会計上の違法行為に該当する。」との請求人らの主張についての見解

請求人らの主張する「一個人の極めて個人的かつ感情的な感想」は的外れで、あくまで公選職としての区長として意見表明したものであり、区長が区民との信頼を基本とし、一言申し添えた程度である。よって、請求人らの主張する違法事実はないと考える。

また、会計手続きも適正に処理執行され、その内訳は（４）のとおりである。あらかじめ８頁で作成する費用が算定されており、本件区ニュースは８頁で収まっているので、本件コラムの有無、文章量によって費用に差異が生じないため具体的な損害は発生しておらず、財務会計上の違法行為はないと考える。

ウ　「本件コラムは税金で発行、配布され、公正中立に編集されなければならない行政の広報紙に掲載できる内容ではなく、本件コラムが掲載されている区ニュースにかかる発行、配布等の経費は、税金の違法支出となる。」との請求人らの主張についての見解

地方公共団体の広報紙であるしぶや区ニュースは、その事業執行経費の財源は当然税金などの公費であるから、公正中立に編集されなければなら

ないことは言うまでもない。「お元気ですか、区長です」のコラムは、公選職である区長が、区内で起きた出来事などについて直接的に区民に発信するもので、区長の活動や考え方を知る機会として、区民から喜ばれている。

所管部としては、請求人らの主張する違法事実はなく、会計手続きも適正に処理執行されていることから、財務会計上の違法行為はなく、上記イのとおり損害も発生していないと考える。

エ　その他、請求人らの主張についての監査対象部の見解

地方公共団体における広報には、住民と行政との信頼関係を常に醸成していくために、また、公選職としての首長が区の施策や区政執行に当たっての考え方を住民に対し説明し理解を得るために行なわれている継続的な活動もその一環である。その広報活動の中核の媒体として渋谷区は、しぶや区ニュースを発行している。その内容は、常に時々に応じた、区民ニーズに適う情報、区民生活に密着した行政サービスや関係情報等を、広く区民に伝えるものである。

広報課では、校了までの間、断続的に職員による編集校正作業を行っており、記事の差替え、修正は、最終確定まで必要があれば行っている。最終時点で、記事の差替え、修正が発生した場合は、電子製版の利点を生かし別の記事への差替えや小規模なレイアウト修正等により対応して、期日どおり発行している。

本件区ニュースは、年間契約に基づく納品履行が平成２３年２月２７日に行われたことを確認した後、平成２３年２月１５日号分と同号分の経費（平成２３年２月納品分）を同年３月２３日に支払いしている。「お元気ですか、区長です」のコラムがない平成２３年３月１５日号を含む平成２３年３月納品分の発行経費も同額を同年４月に支払っている。

請求人らの「他人の名誉を毀損した程度の違法性があるということが裁判所で認定されたのであるから」との主張に対しては、渋谷区においても第一審判決に対し控訴し、現時点ではその主張する違法性の適否は確定しておらず前提を欠くものと考える。

５　事実の確認

関係書類の調査により、次の事実を確認した。

（１）昭和２３年６月３０日渋谷区政ニュース(縮刷版)に記載されている内容。

（２）平成１５年第４回定例会渋谷区議会会議録に記載されている内容。

（３）平成２２年度しぶや区ニュース発行経費が次の表のとおりであること。

単位：(円)

	件名	年間支出金額合計	摘　　要
①	しぶや区ニュース印刷	69,230,700	相原印刷株式会社
②	しぶや区ニュースほか１点点字印刷	2,871,050	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会 (しぶや区ニュース分の経費) (消費税適用外)
③	しぶや区ニュースほか配付等委託	1,960,738	渋谷区シルバー人材センター ガーデンヒルズ＋郵送＋駅スタンド (しぶや区ニュース分の経費)
④	しぶや区ニュース配付委託 (コンビニエンスストア等)	383,364	渋谷区シルバー人材センター
⑤	新聞折込委託 朝日新聞原宿専売所	6,959,820	(朝日 33,000 部　東京 3,500 部)
⑥	新聞折込委託 読売センター代々木	6,769,140	
⑦	新聞折込委託 毎日新聞東京新聞笹塚専売所	2,574,180	
⑧	新聞折込委託 産経新聞代々木公園サービスセンター	1,430,100	
⑨	新聞折込委託 株式会社日吉新聞店	858,060	(東京 4,500 部)
⑩	新聞折込委託 ニュースサービス日経恵比寿	4,194,960	
合計（消費税込）		97,232,112	

（４）本件区ニュース発行経費が次の表のとおりであること。

単位：(円)

	件名	３月１日号　１回の経費		摘　　要
		金額	計算式	
①	しぶや区ニュース印刷	2,647,260	@19.1 × 132,000 部×1.05	相原印刷株式会社
②	しぶや区ニュースほか１点点字印刷	112,350	@2,247×50 部	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会 （本件区ニュース分の経費） （消費税適用外）
③	しぶや区ニュースほか配付等委託	70,746	（@7.7 × 1,200 件 +@14.2 × 250 件 +@2,183.5 × 25 箇所）×1.05	渋谷区シルバー人材センター ガーデンヒルズ+郵送+駅スタンド （本件区ニュース分の経費）
④	しぶや区ニュース配付委託 （コンビニエンスストア等）	15,973	@1,383×11 箇所 ×1.05	渋谷区シルバー人材センター
⑤	新聞折込委託 朝日新聞原宿専売所	295,102	@7.7×36,500 部 ×1.05	（朝日 33,000 部 東京 3,500 部）
⑥	新聞折込委託 読売センター代々木	287,017	@7.7×35,500 部 ×1.05	
⑦	新聞折込委託 毎日新聞東京新聞笹塚専売所	109,147	@7.7×13,500 部 ×1.05	
⑧	新聞折込委託 産経新聞代々木公園サービスセンター	60,637	@7.7×7,500 部 ×1.05	
⑨	新聞折込委託 株式会社日吉新聞店	36,382	@7.7×4,500 部 ×1.05	(東京 4,500 部)
⑩	新聞折込委託 ニュースサービス日経恵比寿	177,870	@7.7×22,000 部 ×1.05	
合計（消費税込）		3,812,484		

（５）　平成２２年度しぶや区ニュース配布先は次の表のとおりであること。

ア　新聞折込（計：119,500 部）
朝日新聞原宿販売所　36,500 部（朝日新聞 33,000 部、東京新聞 3,500 部）
読売センター代々木　35,500 部
毎日新聞原宿専売所　13,500 部（委託専売所からの納入先）
産経新聞渋谷サービスセンター　7,500 部（委託専売所からの納入先）
東京新聞（株）日吉新聞店　4,500 部
ニュースサービス日経恵比寿　22,000 部

イ　渋谷区シルバー人材センター（計：5,220 部）
広尾ガーデンヒルズ配布　1,200 部
駅広報スタンド　約 3,300 部（50 部～150 部×25 箇所）
ファミリーマート　220 部（20 部×11 店舗）
郵送　500 部（報道機関、官公署、郵送を希望する個人、公衆浴場など）

ウ　広報課（計：7,050 部）
郵便局　1,050 部（5 部～50 部×37 箇所）
区施設、区市町村等　4,900 部
1・2 階受付、広報課窓口、みずほ銀行、渋谷税務署など　約 250 部
補充分　約 850 部

エ　その他（230 部）
西武信用金庫本部　営業部　　110 部
さわやか信用金庫　渋谷支店　120 部

（６）本件コラムに係る事実の確認

ア　提訴された損害賠償請求事件（平成２３年（ワ）第１００７７号）訴状の概要

（ア）訴えを提起した日
平成２３年３月２９日

（イ）請求の内容
（主位的請求）
被告らは各自、原告に対し金５５０万円及びこれに対する平成２３

年３月１日から完済まで年５分の割合による金員を支払え。

被告渋谷区は、原告に対し「しぶや区ニュース」に謝罪広告を掲載せよ。

訴訟費用は被告らの負担とする。

（予備的請求）

被告渋谷区は、原告に対し金５５０万円及びこれに対する平成２３年３月１日から完済まで年５分の割合による金員を支払え。

被告渋谷区は、原告　　Ａ会社　　に対し「しぶや区ニュース」に謝罪広告を１回掲載せよ。

訴訟費用は被告らの負担とする。

イ　損害賠償請求事件（平成２３年（ワ）第１００７７号）判決文の概要

（ア）判決日

平成２３年１２月９日

（イ）主文

被告渋谷区は、原告に対し、「しぶや区ニュース」に謝罪広告を１回掲載せよ。

原告のその余の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告と被告桑原敏武との間においては全部原告の負担とし、原告と被告渋谷区との間においてはこれを２分しその１ずつ原告及び同被告の負担とする。

ウ　損害賠償等請求控訴事件（平成２４年（ネ）第５２７号）の控訴状の概要

（ア）渋谷区が控訴を提起した日

平成２３年１２月２１日

（イ）控訴の趣旨

原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。

上記部分につき、被控訴人の請求を棄却する。

訴訟費用は、控訴人と被控訴人との間においては、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。

（ウ）控訴審の口頭弁論期日

平成２４年４月１７日午前１０時３０分

第３　監査の結果

１　判断

本件監査請求については、合議により、次のとおり決定した。

「監査対象事項」（１）及び（２）について、理由がないものと認め、いずれも棄却する。

２　判断理由

（１）「監査対象事項（１）」について

請求人らは、本件区ニュースに掲載された「お元気ですか、区長です」という本件コラムは、しぶや区ニュースに掲載できる内容でなく、本件コラムが掲載されている本件区ニュースに係る発行、配布等の経費は、違法な支出であると主張している。

そもそも、一般的に地方公共団体の広報の役割には、行政が行っている諸事業について住民に広く知らせ、住民とのコミュニケーションを意図する行政広報と行政が行う施策をどういう判断で運営するかを提起し、理解と協力を求める政策広報の二種類に大別できる。

渋谷区では、広報の役割について「地方公共団体における広報は、住民と行政との信頼関係を常に醸成していくために、また、公選職としての首長が区の施策や区政執行に当たっての考え方を住民に対し説明し理解を得るために行なわれている継続的な活動」と定義し、しぶや区ニュースの編集方針は、常に時々に応じた、区民ニーズに適う情報、区民生活に密着した行政サービスや関係情報を、広く区民に伝えることとしている。

この広報の方針は、昭和２３年６月３０日に発行された渋谷区政ニュース№１号で、当時の渋谷区長の佐藤健造が「区政の動きや、区内の状況をニュースを通じて、絶えず皆様方にお知らせし、区政に対する関心を高めて頂き、区民各位と区政との繋りの役目を果したいと思います。」と発刊の際に表明した考え方を踏襲している。

また、しぶや区ニュース平成１５年７月１５日号(№１００５号)に掲載が始まった「お元気ですか、区長です」のコラムについて、桑原区長は、平成１５年１１月２７日の第４回定例会の質問に答えて「渋谷区政の課題につきまして、御理解いただくものとして、区長の所信表明や区長コーナーを設けまして、区の施策の方向や地域での催しや事業を通しまして、私の考え方あるいは方向につきまして、あるいは所管につきまして、区民の皆様にお伝えをさせていただきました。」と答弁している。

したがって、信託を受けて区政を担当する区長がコラムで、渋谷区が行ってい

る施策に関して、広く区民に知らせ、区民の理解を深めるのは、広報の機能に属するものであり、広報の持つ機能を補完しているものである。

さらに、請求人らは、本件コラムは、他人の名誉を毀損した程度の違法性があるということが、裁判所で認定されたのであるから、本件コラムは税金で発行、配布され、公正中立に編集されなければならない行政の広報紙に掲載できる内容ではないと主張している。

しかし、本件コラムの内容が　　Ａ会社　　の名誉を棄損したとする第一審である東京地方裁判所の判決が言い渡されているとしても、この訴訟については、渋谷区からの控訴により現在、控訴審である東京高等裁判所に係属審理中である(ちなみに、控訴審の第一回口頭弁論期日は平成２４年４月１７日午前１０時３０分と指定されており、控訴審の審理は未だ開始されていない段階にある)。

本件コラムの内容が名誉棄損の違法のものであるか否かは、正しく上記訴訟の確定判決により最終的には決せられるべきものであり、現段階においては、本件監査請求における請求人らの立証方法、立証内容及び上記訴訟における弁論の全趣旨等を総合すれば、俄にその内容が違法であるとまでは即断することはできないと解される。

そうしたところ、請求人らの所論に徴して、仮に本件コラムの内容が違法であると仮定して、念のため損害の有無について判断する。

本件区ニュース掲載記事は、定時号８頁、132,000部印刷で作成する費用及び配布、折込委託費用で算定されており、本件区ニュースに本件コラムを掲載する若しくは、本件コラムの文章量の変更等を行ったとしても８頁を超えなければ、区が支出する上記各費用に増減の差異が生じない。

したがって、本件コラムが掲載されていても、本件区ニュースは、8頁内で収まっているのであるから、当該費用の増減は生じていない。

ちなみに、さらに言えば、請求人らが主張する本件コラム中の名誉棄損に該当するという箇所は、冒頭７行分の分量であり、この分量があるからといって当該費用にいささかの増減が生じないことは明らかである。

その意味で、請求人らの主張する区の支出に係る具体的な損害は発生しておらず、財務会計上の違法行為はないと判断される。

したがって、請求人らの主張を認めることはできない。

(２)　「監査対象事項（２）」について

上記(１)「監査対象事項(１)」で述べたとおり、請求人らの主張はいずれも理由がなく、違法な支出とは認められない。

よって、渋谷区長に対し、請求人らが違法支出相当損害額とするものの返還請求を要しない。

以上、請求人らの主張及び監査対象部の見解を斟酌しつつ、監査委員の判断を示したものである。

本書は、請求人に通知した監査結果に、個人情報の保護等の観点から、一部省略等を行ったものである。